

平成22年度第1期地域別定例研修

仙台保護観察所

高齢・障害等のある対象者の処遇について

【特別調整・生活環境調整】

1 目的

高齢・障害の問題を抱え、かつ適当な帰住地のない者が、矯正施設釈放後速やかに公共の衛生福祉に関する機関等による必要な介護、医療、年金その他の各種サービスを受けることができるようにし、その円滑な社会復帰を図る。

⇒福祉的なニーズが高い刑務所出所者(高齢・障害等のある者)に対し、地域定着支援をそれぞれの地域に根ざしていく新たな施策である。

2 背景

○高齢犯罪者の増加

○障害(身体に限らず、精神・知的)を抱えた矯正施設(刑務所・少年院)収容者の存在

⇒出所後自立困難(本来得られるべき支援が受けられない)⇒再犯

3 対象者

○高齢者(おおむね65歳以上)又は障害者(身体、知的又は精神障害)

○釈放後の住居がない者

○公共の衛生福祉に関する各種サービスを受けることが必要な者

○特別調整対象者となることを希望しており、かつ他機関に個人情報を提供することに同意している者

4 方法

(1) 特別調整の手続

○特別調整担当官(保護観察官)が主体的に調整に当たる

(事案によっては、保護観察所において、あらかじめ特別調整対象者に対する生活環境調整を担当する保護観察官を指名)

○地域生活定着支援センターと連携(各都道府県に1か所設置)

「宮城県地域生活定着支援センター」(NPO 法人ワンファミリー仙台)が委託先団体

○更生保護施設の役割

社会福祉施設等の帰住予定地が確保できたものの、釈放後直ちには居住することができない場合、更生保護施設における一時的な受入れを調整する。

(2) 特別調整対象者の選定方法

○宮城刑務所において選定する場合

宮城刑務所において候補者を選定し、本人の意向を確認の上、仙台保護観察所に対して身上調査書を送付する。

- ・ 帰住予定地：仙台保護観察所管内の社会福祉事業を行う施設等
- ・ 引 受 人：仙台保護観察所管内の社会福祉事業を行う施設等の長

○仙台保護観察所における生活環境調整の結果により選定する場合

生活環境調整状況通知書に、特別調整の要件を満たしている旨を記載し、收容されている矯正施設に送付する。

(3) 特別調整対象者以外の生活環境調整対象者

釈放後の住居はあるものの、高齢者又は障害者であって、公共の衛生福祉に関する各種サービス等を受けることが必要であると認められる者についても、地域生活定着支援センターへ協力を求めることが可能。

【特別処遇・保護観察】

更生保護施設における特別処遇の実施

○指定された更生保護施設に、一時的に（おおむね3月以内）委託して行う。

- ・ 全国で57施設、東北管内は6施設すべて。
- ・ 指定更生保護施設では、社会福祉士等の有資格者である福祉職員を新たに配置。

○地域生活定着支援センター、及び更生保護施設退所後に居住予定の社会福祉施設との連携。

